

福 島 県

福 島 労 働 局

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部

令和4年度

福島県地域職業訓練実施計画

令和4年2月25日

目 次

1 総説	1
(1) 計画のねらい	
(2) 計画期間	
(3) 計画の改定	
2 労働市場の動向と課題等	1
(1) 労働市場の動向と課題	
(2) 令和4年度における公的職業訓練をめぐる状況	
ア 公共職業訓練について	
イ 求職者支援訓練について	
(3) 令和3年度における公的職業訓練の実施結果（確定値）	
3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等	3
(1) 実施方針	
ア 公共職業訓練について	
イ 求職者支援訓練について	
(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等	
(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等	
(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等	
(5) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等	
(6) 求職者支援訓練の対象者数等	
4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等	8
(1) 関係機関との連携	
(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施	
(3) その他	

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づく求職者支援訓練に係る総合的な訓練計画であり、関係機関（福島県、福島労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部（以下「機構福島支部」という。））の連携等により公的職業訓練全体として適切な役割分担や情報の共有化を図り効果的な実施を目指すものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

○ 令和 3 年度における雇用失業情勢

福島県の「福島県現住人口調査」による本県の人口は、平成 10 年 1 月の 213 万 8 千人をピークに減少し始め、令和 3 年 12 月 1 日現在では 181 万人となっている。特に、東日本大震災及び原発事故の影響により、年少人口、生産年齢人口が大きく減少している一方、急激な少子高齢化の進展により、老年人口は増加している。生産年齢人口の急激な減少に対応し、活力ある社会を維持していくためには、県内外から産業の担い手を確保するとともに、労働者一人ひとりの職業能力の向上が求められている。

このような中、有効求人数は、平成 25 年度以降、全国的な雇用環境の改善から 4 万人を超える高水準を維持してきたが、令和 2 年以降においては、海外経済の減速やそれに続く新型コロナウイルス感染症の影響などにより、3 万人台に減少した状況で推移している。

一方、有効求職者数（原数値）は、平成 27 年度以降、雇用への吸収が進んだことに加え、定着率の向上が図られたことなどにより、3 万人を下回る低い水準で推移しており、令和 3 年においては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業主都合離職者は減少したものの、ワクチン接種の進捗や感染者減少に伴い在職者や自己都合離職者が増加したため、前年をやや上回った。

県内の雇用失業情勢は、有効求人倍率はなお 1 倍を上回って推移しているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。

(2) 令和 3 年度における公的職業訓練をめぐる状況

ア 公共職業訓練について（令和 3 年 12 月末現在）

(7) 離職者訓練の状況について

【福島県】

離職者等求職者の早期就職を支援するため、公共職業安定所長から受講あっせんを受けた者に対し、介護分野など多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施している。前年同期に対して、実施訓練の定員に対する充足率は 2.3 ポイント減少し、就職率は 3.7 ポイント増加している。

① 受講者数 1,230 人（前年度繰越者含む）

② 就職率 73.9%

【機構福島支部】

県内の雇用情勢と訓練ニーズを踏まえ、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な通常6か月間の訓練コースに加え、就業経験が乏しい若年者を対象とした訓練に必要な基礎的能力の付与を目的とした「橋渡し訓練」と、通常6か月の訓練や訓練で得た技能を実践的なものとするための企業実習を含む「日本版デュアルシステム（短期課程活用型）」を組み合わせた7か月間訓練コース、東日本大震災からの復興に資するための震災復興訓練コースを実施している。

- ① 受講者数 602人（前年度繰越者含む）
- ② 就職率 89.7%

(イ) 在職者訓練の状況について

【福島県】

地域企業の事業の高度化及び多角化等のニーズに対応するため、職業能力短期大学校及び職業能力開発校において、企業在職者等を対象とした短期間の技能向上訓練を実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、企業の受講マインドが冷え込み、前年同時期と比較して749名の大幅な減少となったが、令和3年度は例年並みに回復しつつある。

- 受講者数 720人（短期等547人、専門短期等173人）

【機構福島支部】

県内企業の在職者の職業能力向上を図るため、各施設から概ね半径40km圏内を中心とした地域ニーズに基づき、真に高度な訓練を実施している。

- 受講者数 1,021人

(ウ) 学卒者訓練の状況について

【福島県】

令和3年度の入学者数は、令和2年度より専門課程で3割程度、普通課程で1割程度の増加であった。

令和3年度の求人数は、前年同月と比べて専門課程で1割程度の減少、普通課程で1割程度の増加である。

- ① 訓練生数 264人（1年生147人、2年生117人）
- ② 就職内定率 90.5%

(エ) 障がい者訓練の状況について

【福島県】

企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した訓練を実施している。

訓練受講者数については前年同期より6人増加している。

- ① 受講者数 59人
- ② 就職率 53.5%

イ 求職者支援訓練について（令和3年12月末現在）

【福島労働局】

職業訓練の受講者数及び就職率は次のとおりです。

- ① 受講者数 413人
- ② 就職率（令和3年5月に終了したコースの修了者等の状況）
 - 基礎コース 71.4%
 - 実践コース 62.7%

(3) 令和2年度における公的職業訓練の実施結果(確定値)

		福島県	機構福島支部	福島労働局
離職者訓練 求職者支援訓練	受講者数	※1,345人	※864人	413人
	就職率	76.6%	87.8%	基礎コース 56.0% 実践コース 57.6%
在職者訓練	受講者数	533人	876人	—
学卒者訓練	訓練生数	248人	—	—
	就職率	100%	—	—
障がい者訓練	受講者数	57人	—	—
	就職率	53.3%	—	—

※前年度繰越者含む

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

ア 公共職業訓練について

(7) 離職者訓練の実施方針

県においては、民間教育訓練機関等を活用した知識等習得コース及び長期高度人材育成コース等を委託訓練により実施する。令和4年度は、1,507人(他、年度またぎ訓練分【前年度開講】は204人)を定員人数とし事務系・情報系・介護系等の訓練を実施する。

また、人材不足分野としての建設人材育成コースや大型自動車一種運転業務従事者育成コース、就労経験がないかまたは乏しい母子家庭の母等に対し、就職に必要な知識・技能等の習得を図る職業訓練を実施する。

機構福島支部においては、施設内訓練として主にものづくり分野の訓練を計画し、就職に結びつく訓練コース等を取り入れた効果的な訓練を実施する。

(4) 在職者訓練の実施方針

県では、県内企業における在職者等の職業能力開発・向上を図るため、技能向上及び資格取得コースを設定し、専門短期訓練及び普通短期訓練を実施する。訓練内容の設定については、県内各地域の産業界のニーズ等を考慮し内容の充実を図り、延べ定員1,107人を実施する。

機構福島支部の施設では、当該施設から概ね半径40km圏内を中心とした地域のニーズに基づき真に高度な訓練を実施することとし、延べ定員1,708人を実施する。

(7) 学卒者訓練の実施方針

職業能力開発短期大学校においては、社会性豊かな人格形成、主体的な創造能力の開発、実践的な職業能力の開発を教育理念として産業の高度化に貢献できる実践技術者の養成を行う。また、職業能力開発校においては、普通課程の訓練を実施し、将来多様な技術・技能に対応できる技術・技能者を養成する。

(1) 障がい者訓練の実施方針

県としては、「福祉から就労へ」の流れを受けて、障がい者の雇用促進を図るため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、職業訓練を実施する。

イ 求職者支援訓練について

(7) 求職者支援訓練の実施方針

就職に必要な基礎的な技能等を習得する“基礎コース”及び実践的な技能等を習得する“実践コース”を設定することとする。

訓練の設定に当たっては、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することになった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性、訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

特に、出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、短時間の訓練コース及び託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

(2) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

ア【福島県】

国費による委託訓練として1,507人（他、年度またぎ訓練分は18コース204人）を目標として実施する。

(7) 訓練分野、コース数及び定員

訓練区分	訓練分野	R4年度計	
		コース数	定員数
国庫委託訓練	事務系	84	1,214
国庫委託訓練	情報系	3	55
国庫委託訓練	サービス系	4	57
国庫委託訓練	介護系	13	156
国庫委託訓練	建設系分野	1	10
国庫委託訓練	その他	3	15
合 計		108	1,507

※訓練分野のその他については、看護系（3コース【15名】）

(イ) 就職率の目標値

委託訓練 75%以上

イ【機構福島支部】

施設内訓練として784人を目標として実施する。

(7) 訓練分野、コース数及び定員

訓練区分	訓練分野	R4年度計	
		コース数	定員数
機構立施設内訓練	建設系分野	14	236
機構立施設内訓練	製造系分野	20	310
機構立施設内訓練	サービス系	12	184
機構立施設内訓練	その他	12	54
合 計		58	784

※訓練分野のその他については、橋渡し訓練

(イ) 就職率の目標値

施設内訓練 80%以上

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

ア【福島県】

テクノアカデミー3校において1,107人を目標として実施する。

課程、訓練科名、コース数及び定員

課程	訓練分野	R4年度計		うち施設外 実施定員
		コース数	延定員	
高度職業訓練 専門短期課程	機械系	15	120	45
	電気・電子系	7	75	
	居住系	5	40	
	事務系	6	67	
	サービス系	5	50	
	その他	6	55	55
普通職業訓練 短期課程	機械系	13	117	
	電気・電子系	19	200	
	居住系	13	100	
	事務系	17	145	
	サービス系	1	10	
	その他	12	128	128
合 計		119	1,107	228

※訓練分野のその他については、オーダーメイドコース

イ【機構福島支部】

機構福島支部の3施設において1,200人を目標として実施する。

課程、訓練分野、コース数及び定員

課程	訓練分野	R4年度計	
		コース数	延定員
高度職業訓練 専門短期課程	建設系	34	340
	製造系	72	678
	サービス系	40	390
	その他	21	300
合計		167	1,708

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

【福島県】

テクノアカデミー3校において高卒等を対象とした2年間の訓練を実施している。専門課程を4科設置し定員180人（1学年90人）、普通課程を6科設置し定員240人（1学年120人）で実施する。

(7) 課程、訓練科名、定員

	課程	訓練科名※	定員	
			1 学年	2 学年
テクノアカデミー郡山	高度職業訓練 専門課程	生産技術科 (精密機械工学科)	20	20
		電子情報技術科 (知能情報デザイン学科)	30	30
	普通職業訓練 普通課程	木造建築科 (建築科)	20	20
テクノアカデミー会津	高度職業訓練 専門課程	ホテルビジネス科 (観光プロデュース学科)	20	20
	普通職業訓練 普通課程	電気設備科 (電気配管設備科)	30	30
		自動車整備科 (自動車整備科)	20	20
テクノアカデミー浜	高度職業訓練 専門課程	電気エネルギー制御科 (ロボット・環境エネルギーシステム学科)	20	20
	普通職業訓練 普通課程	精密加工科 (機械技術科)	15	15
		自動車整備科 (自動車整備科)	20	20
		木造建築科 (建築科)	15	15
合計			210	210

※訓練科名の括弧書きは県における名称

(イ) 就職率の目標値

100%

(5) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

【福島県】

国費による委託訓練として77人を目標として実施する。

(7) 訓練コース名、コース数及び定員

訓練区分	訓練コース名	定員
国庫委託訓練	知識・技能習得訓練コース	32
国庫委託訓練	e-ラーニングコース	3
国庫委託訓練	実践能力習得訓練コース	38
国庫委託訓練	特別支援学校早期訓練コース	4
	合計	77

(4) 就職率の目標値

委託訓練 63%以上

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

【福島労働局】

実施規模と分野、就職率に係る目標

(7) 実施規模

計画期間において、訓練認定規模の上限（実施規模）を1,198人とし、うち就職氷河期対策訓練を217人とする。

(4) 訓練コースの設定割合

- ① 基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）
訓練認定規模の40.0%程度とする。
- ② 基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）
訓練認定規模の60.0%程度とする。

(4) 実践コースにおける全国共通分野の設定

次の3分野とする。

- ① 介護分野
- ② 医療事務分野
- ③ デジタル分野

(4) 分野別認定規模

コース名	認定規模
基礎コース	479
実践コース	719
介護分野	150
医療事務分野	80
デジタル分野	144
その他の分野	345
合計	1,198

注1 その他の分野：営業・販売・事務、デザイン、農業等。

注2 第1・四半期及び第2・四半期において、実践コースの全国共通分野（介護・医療事務・デジタル）で定員が埋まらなかったときは、同じ認定単位期間の「その他」分野への振替を行うことができる。

第3・四半期から、第1・四半期及び第2・四半期で余った定員枠の振替を行う場合は、第1・四半期に福島労働局と機構福島支部は協議を行う。

第4・四半期においては、第1・四半期から第3・四半期での認定残及び中止分の余剰定員を、「基礎コース・実践コース間」及び「実践コースのその他分野」への振替を行うことができる。

(オ) 新規参入枠の割合

- ① 基礎コース 30%
- ② 実践コース 30%

(カ) 認定単位期間

認定単位期間は3か月単位とする。

認定単位期間における基礎コース、実践コースの具体的な定員及び認定申請受付期間は、その都度、福島労働局及び機構福島支部のホームページで周知する。

(キ) 就職率の目標値

- ① 基礎コース 58%以上
- ② 実践コース 63%以上

(ク) 地域ニーズ枠

基礎又は実践コースの訓練分野内で訓練対象者及び実施地域を特定し、1コース分（定員20人以内）の訓練コースを設定し活用できるものとする。

新規参入の対象となる訓練の場合は、新規参入枠の取扱いとする。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

ア 公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を策定するにあたり、福島県、福島労働局及び機構福島支部が地域ニーズ等の情報を共有し、効果的な公的職業訓練の実施を目指す。

イ 地域全体での人づくりの視点から、福島県、福島労働局及び機構福島支部により公共職業訓練、求職者支援訓練の調整等を密にし、県内一円での職業訓練の実施に努める。

ウ 公的職業訓練における訓練コースの周知・広報については、ハローワークの窓口や説明会開催による周知のほか、福島県、福島労働局及び機構福島支部による広報力を積極的に活用し、ハローワークを利用していない潜在的な対象者への周知を図り、受講者の確保に努める。

エ 福島県地域訓練協議会を年2回開催し、関係機関の連携・協力の下に地域の実情を踏まえた計画的、かつ、実効ある職業訓練の推進に資するとともに、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ア 訓練受講希望者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングや職業相談を通じ、適切に職業訓練コースの選択ができるように支援する。

イ 訓練中の受講者に対しては、ハローワークが受理した新規求人の一覧表を訓練実施施設に提供し、就職活動を開始する時期に合わせて求人情報の提供を行う。

また、訓練期間中においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、受講者の訓練修了後の求職活動の方向性、希望する業種・職種を明確化したうえで就職に向けた支援を行う。

ウ 訓練受講者に対しては、訓練受講中から訓練終了後3か月の間、職業相談や各種情報の提供等を行うほか、訓練実施機関が訓練終了時までに作成したジョブ・カードを活用し、習得スキルを活かせる求人の確保・提供などにより就職に向けた支援を実施する。

イ 入学金・授業料等の徴収状況（都道府県立校のみ）

施設	訓練課程	入学金	授業料	備考
職業能力開発校	普通職業訓練			
	普通課程	中卒向け訓練		実施していない
		高卒向け訓練	5,650円	118,800円 (年額)
短期課程	在職者向け訓練	無料	3,100円 (12時間コース)	3,100円(12時間コース)を基本授業料とし、その時間を超える訓練の場合は1時間あたり200円を加算した額を徴収する。
短期課程	離転職者向け訓練			実施していない
職業能力開発短期	高度職業訓練 専門課程	169,200円 (県内) 364,000円 (県外)	379,200円	最終的に個人に帰属すると判断されるものについては、学生負担としている。 (教科書、作業服、個人用工具、資格取得のための経費) 入学検定料 18,000円。
	高度職業訓練 専門短期課程	無料	4,300円 (12時間コース)	4,300円(12時間コース)を基本授業料とし、その時間を超える訓練の場合は1時間あたり300円を加算した額を徴収する。
大学校	高度職業訓練 専門短期課程	無料	4,300円 (12時間コース)	4,300円(12時間コース)を基本授業料とし、その時間を超える訓練の場合は1時間あたり300円を加算した額を徴収する。

(記入上の注意)

- (2)には、4年度の実施計画、特筆すべき事項（前年度の実施計画との相違点）を箇条書きで簡潔に記入すること。
- (7)には、4年度以降で、特に職業能力開発実施体制等の長期的方向について、計画しているものがあれば記入すること。
- (2)から(7)には、都道府県立施設、高齢・障害・求職者雇用支援機構立施設、障害者校ごとに記入すること。
- (9)には、未設定の訓練課程のみ「-」を記入し、設定している訓練課程には金額を記入すること。また、平成25年12月6日付け能発 1206 第1号「学卒者訓練のうち中卒者・高校中退者向け訓練受講への支援措置の実施について」により、中卒者等向けの学卒者訓練に係る授業料を支援される場合には、支援後の金額（「0」等）を記載のうえ、従前の授業料（職業能力開発施設運営費交付金の支援措置対象の金額）を（ ）書きで記入すること。
- (9)の備考欄には、入学金・授業料以外の経費（例：教材費、被服費など）や、授業料徴収の条件（例：高卒者向け訓練のみ徴収など）があれば記入すること。
- (8)及び(9)には、都道府県立の施設の状況のみを記入すること。